



社会福祉法人

南高愛隣会

(コロニー雲仙)

平成20年度 厚生労働省社会福祉推進事業

「受刑者及びその家族の不安を軽減し、社会的困窮者を包み込む為の地域生活支援協働モデル事業」

# 地域生活定着支援センター 運営の手引き

(長崎県地域生活定着支援センター)

平成20年度版

ソーシャルインクルージョン

~弱者を包み込む社会へ~



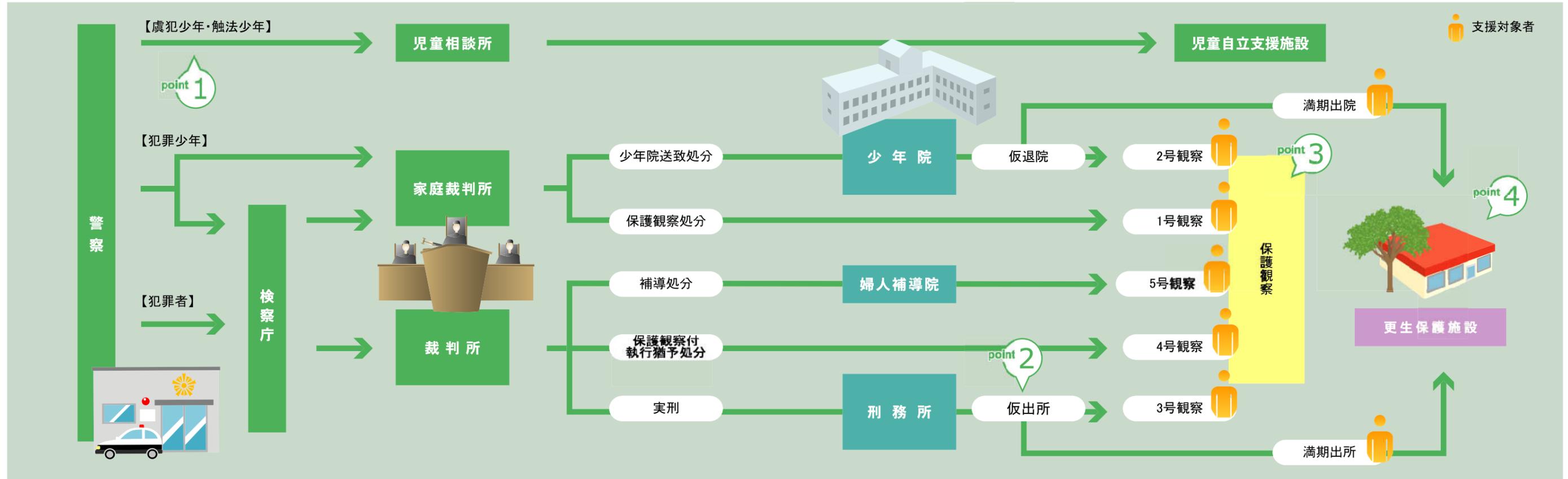


# 刑事司法の流れ

矯正施設（刑務所・少年院）では、社会の一員として立ち直るための更生改善指導が行なわれます。地域生活定着支援センターの対象者は、このような罪を償い指導が行なわれた受刑者が中心になります。

## 地域生活定着支援センターの支援対象者

1. 保護観察所が行う環境調整の中で、福祉サービスの利用が適当と認められる障害者等。
2. 矯正施設入所中の障害者等で福祉サービスの利用を希望している、又はそれが適当と認められる者。
3. 更生保護施設利用の障害者等で、福祉サービスの利用が適当と認められる者。
4. 既に（過去に）矯正施設を出所した障害者等で、福祉サービスの利用を希望している、又はそれが適当と認められる者。
5. その他、保護観察所が関与している障害者等（仮出所中）。



### point 1 非行少年の処遇と矯正

非行少年（20歳未満の男女）に対しては、少年が実際に犯した行動や被害の程度よりも、少年の置かれた状況や将来を考えて、処遇・矯正が行われるのが大きな特徴です。非行少年は少年法に基づき司法機関で扱われる14歳以上20歳未満の刑罰法令違反者（犯罪少年）と、児童福祉法に基づき県や市の行政機関で扱われる14歳未満の違反者（触法少年）とに分かれます。前者は家庭裁判所に送致後、一定期間の集中的な矯正教育が望ましいと審判を受けた場合に少年院へ送致されます。また、不良行為やその虞のある児童及び、家庭環境などの理由により生活指導が必要な児童も「虞犯少年」として審判の対象とし

ており、「児童自立支援施設」はこのような少年へ、必要な指導と自立を支援することを目的とした児童福祉施設です。全国に58施設あります。

### point 2 仮釈放制度

「仮釈放」（仮退院）とは、改善更生が期待できる受刑者を刑期満了前に釈放し、円滑な社会復帰を促進することを目的とする制度です。①有期刑3分の1、無期懲役10年を経過していること、②悔悟の情及び改善更生の意欲があること等と共に、引受人、帰住地があることが仮出所の条件となっています。福祉の支援を必要とする者は、引受人がないため満期出所になる者が多いです。保

護観察制度等の司法の支援が可能な仮出所期間に、福祉の支援へつなげていくことが「累犯障害者」になることを防ぐ鍵となります。

### point 3 保護観察制度

号種	保護観察対象者	保護観察の期間
1号観察	家庭裁判所で保護観察に付された少年	20歳まで又は2年間
2号観察	少年院からの仮退院を許された少年	原則として20歳に達するまで
3号観察	刑事施設からの仮釈放を許された人	残刑期間
4号観察	裁判所で刑の執行を猶予され保護観察に付された人	執行猶予の期間
5号観察	婦人補導院からの仮退院を許された人	補導処分の残期間

犯罪をした人又は非行のある少年に、通常の社会生活を営ませながら就職や定住を支援し、自立更生を促す制度です。国家公務

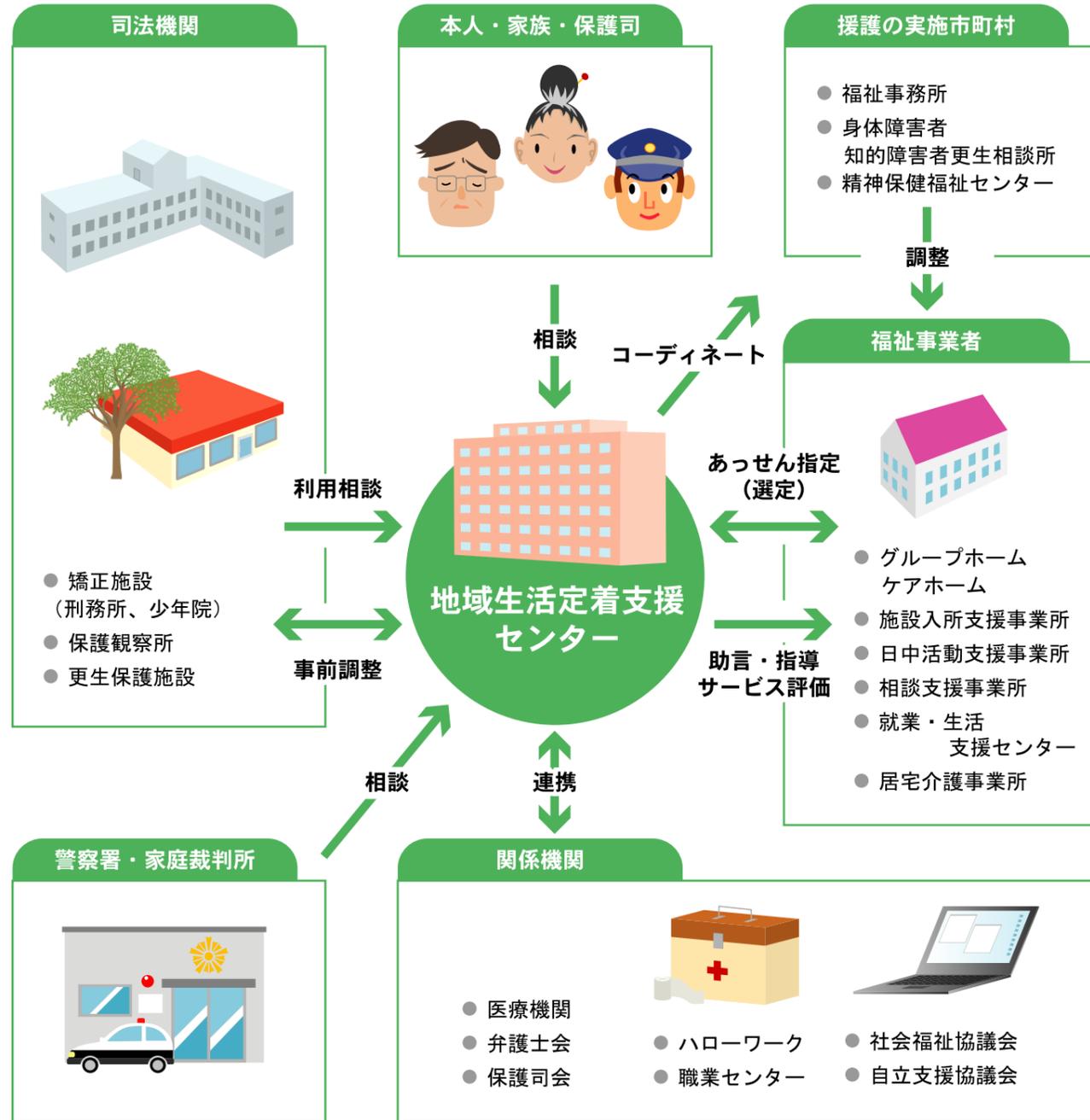
員の保護観察官と地域ボランティアの保護司が連携し、月に2、3回面会して指導・助言します。保護観察に付された者は「一般遵守項目」及び「特別遵守項目」によって、居住地の移動等に一定の制限が加えられます。

### point 4 更生保護施設

刑務所出所者や保護観察を受けている人等の内、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立更生することが困難な人に対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供したり、就職指導や社会適応のために必要な生活指導を行うなどして、円滑な社会復帰を手助けする施設です。全国に101施設あり、法務大臣の認可を受けた民間の更生保護法人や社会福祉法人等によって運営が認められています。

## 地域生活定着支援センターは保護観察所と連携し、福祉の支援を必要としている受刑者の方へ支援を行います。

「地域生活定着支援センター」は、高齢や障害などの理由で特別な支援が必要な刑余者（罪を犯した人）に対し、出所のサービス利用事業所について調整を行うなど、地域生活に適応させるための福祉的支援を行う機関となります



## 地域生活定着支援センターの4つの役割

**1**  
相談支援

矯正施設等から出所する者の中で障害があると思われる人の福祉サービス利用につなげるための相談を受ける。

- 矯正施設、保護観察所、更生保護施設等からの相談
- 本人、家族、行政機関等からの相談
- 警察署・家庭裁判所等からの相談

**2**  
事前調整



療育手帳取得のための現地調査

出所までに福祉サービス利用にあたって必要なサービスを出る限り整える。

- 対象者との面談実施
- 援護の実施市町村との連絡、調整
- 福祉サービス利用までの事務手続き（障害者手帳の申請・判定同席、障害基礎年金申請、福祉サービス利用申請、認定調査同席等）
- 定期連絡会議の開催
- アセスメント作成に必要な対象者の情報収集

**3**  
コーディネート  
あっせん

受け入れ施設のあっせんと、受け入れ後のアフターフォローを行う。

- 援護の実施市町村とのコーディネート業務
- 障害程度区分に関する意見書作成
- 利用福祉施設のあっせん、指定（選定）
- 処遇上の助言、指導
- 適切な処遇が行われているか、個人情報管理はなされているか、一定期間ごとのサービス評価

**4**  
研修会開催



長崎県での専門研修

サービス利用事業所の開拓と養成を行う。

- 専門研修会の開催

### 地域生活定着支援センター運営推進委員会の設置

地域生活定着支援センターの運営にあたっては、運営推進委員会を設置し、①矯正、更生保護、福祉、労働、医療等との連携のあり方等について、②国に対する問題提起について等をはじめとし、関係機関の支援・連携の強化促進を図ります。



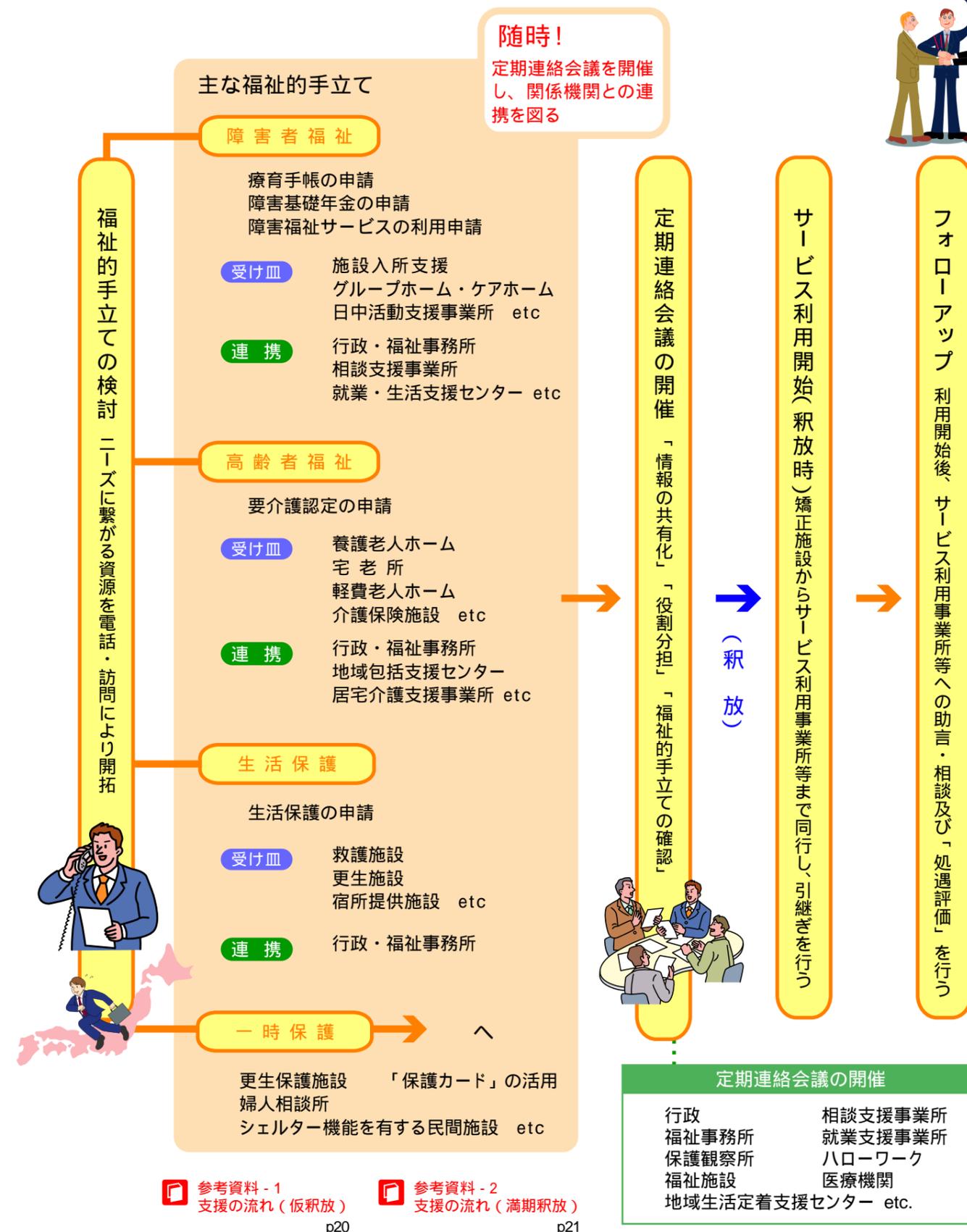
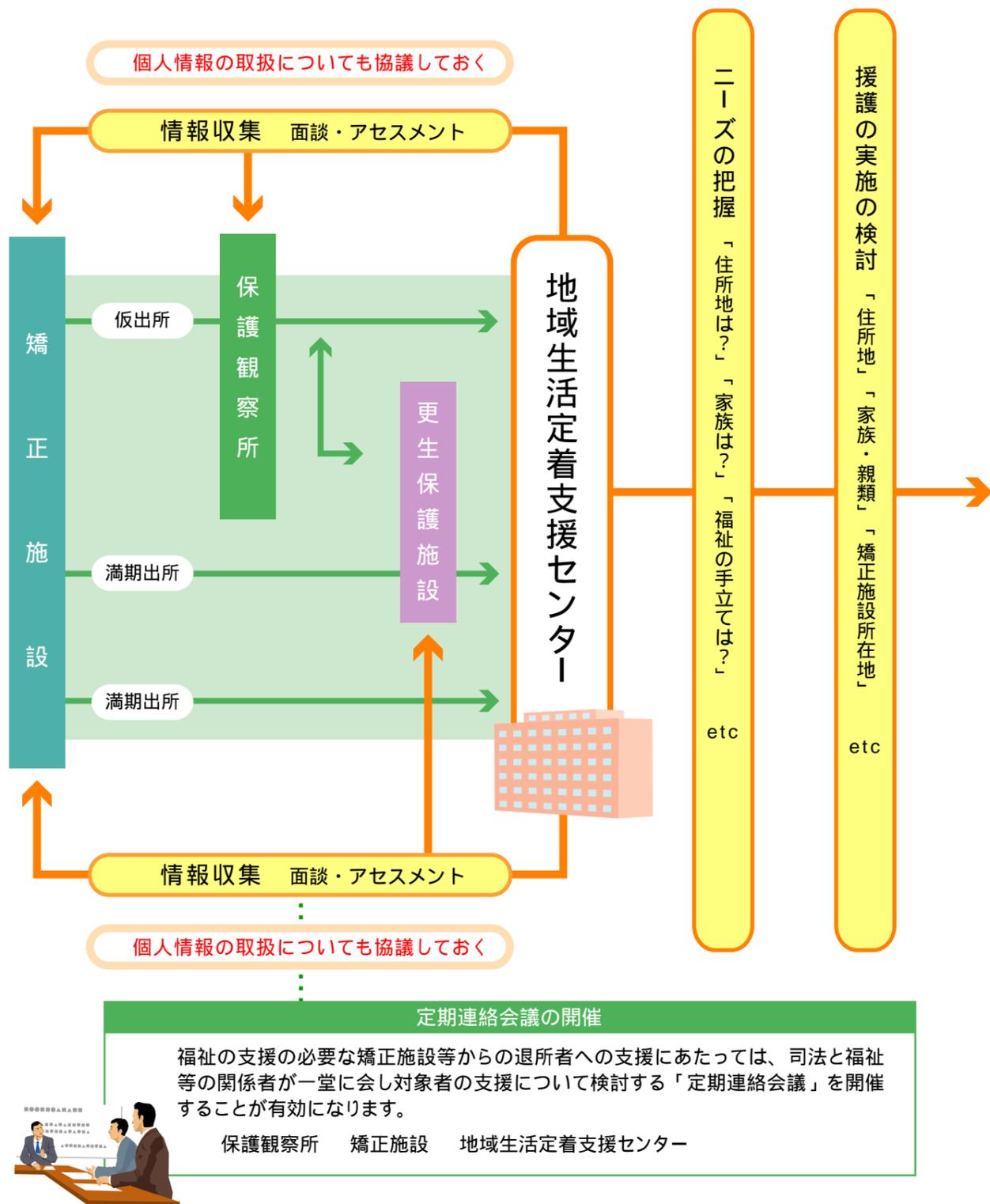
参考資料-5  
長崎県地域生活定着支援センター運営推進委員会設置要綱 p24

運営推進委員会メンバー

長崎県福祉保健部	長崎県更生保護施設連盟
長崎県医師会	長崎県更生保護職業補導協議会連盟
長崎県弁護士会	長崎県精神障害者社会復帰施設協会
長崎こども・女性・障害者支援センター	長崎県身体障害者福祉協会連合会
長崎県発達障害者支援センター	長崎県手をつなぐ育成会
社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会	長崎市 福祉保健部
長崎県民生委員児童委員協議会	社会福祉法人 長崎市社会福祉協議会
長崎労働局 職業安定部	長崎市民生委員児童委員協議会
長崎公共職業安定所	諫早市 健康福祉部
長崎障害者職業センター	社会福祉法人 諫早市社会福祉協議会
長崎保護観察所	一般社団法人若者自立支援長崎ネットワーク
長崎県保護司会連合会	
オブザーバー	
福岡矯正管区	九州地方更生保護委員会

# 「個人の自己実現」を柱に、 地域生活を軸とした支援を行います。

地域生活定着支援センターの対象となる人達は矯正施設で罪を償った人達です。「再犯防止」の観点から施設に閉じ込めるのではなく、「個人の自己実現」を柱に地域の中で生活を出来る環境を整える事が重要になります。



参考資料 - 1  
支援の流れ(仮釈放)  
p20

参考資料 - 2  
支援の流れ(満期釈放)  
p21



# 事例1 M氏 50代女性 仮出所



住所地設定

療育手帳

年金

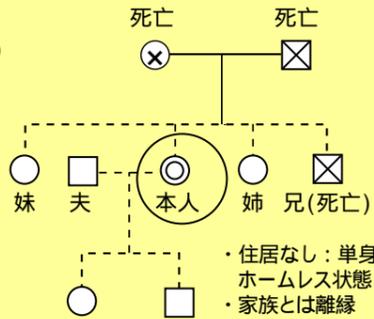
出身： 県A市  
IQ相当値：40（療育手帳取得なし）  
刑期：2007年12月～2009年3月（仮出所：2008年10月1日）

罪名：常習累犯窃盗  
入所度数：3度（他県B市刑務所）

### 生活歴・犯罪に至った経緯

両親が「女に学問はいらぬ」という考えであった為、小学5年から学校には通わず農業や家事手伝いをしていた。23歳で結婚、しかし夫との生活に嫌気をさし26歳で家出。その後、日雇いの生活等をしながら生活するものの長続きせず、ホームレス状態に…。

この頃から空腹や寒さを我慢できず、食料品や衣服等を盗むようになる。1990年以降、前科5犯、服役は2回。罪名は全て窃盗。



本事例は厚生労働科学研究「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」において、「出所後に何らかの福祉の手立てが必要な対象者」として相談を受けた事例である。

## 1 相談受付 2007年10月

定期連絡会議にて矯正施設より対象者の受刑後の支援の相談を受ける。

## 2 ニーズの把握 11月末

支援に先立ち、矯正施設側と個人情報の提供について包括的な合意書を締結し、統括矯正処遇官から簡単なプロフィールの提供を受ける。

面談アセスメントの実施(2008年5月)「ニーズ」の把握と「課題の整理」  
「矯正施設側からの情報」+「福祉的な視点」でアセスメント表を作成する

**ニーズ** 「福祉サービスなんて利用したことがないから不安もあるけど、安心して暮らせるならそれが一番良い」

**課題** 帰る場所がない。  
生活資金がなく、身寄りもない。  
知的障害の疑いがあるが、療育手帳の取得はない。

## 3 援護の実施の検討 2008年4月～8月

どこが窓口(援護の実施)になるのか？ まずは、住民票が残っていたA市に住民票の確認をする

A市の住民票が「職権削除」されていることが判明

### 手立て 公権力の活用

矯正施設側からNTTに問い合わせいただき、兄妹の住所を確認。「C市(A市近隣)」に所在判明。

保護観察所を通して兄妹の住所(C市)へ住民票の設定を依頼  
×(関わりたくないとの理由で協力を得られず)

### 手立て 矯正施設所在地(B市)へ住民票を設定する。

矯正施設側からB市へ「住民票の設定」を依頼  
(これにより「援護の実施」をB市が行うことで了解を得る)

**法** 昭和36年7月 矯正甲610号 矯正局長通知(p11参照)

## 4 福祉の手立ての検討 8月～9月

援護の実施がB市に決まったことで、受刑中に「療育手帳」「障害基礎年金」「障害福祉サービス利用」の申請・取得を目指す。

### 療育手帳

県知的障害者更生相談所と協議。  
県の判定基準では、基本的に「18歳までに知的障害があったと推認される証明」が必要。

### 手立て 公権力の活用

矯正施設側から姉へ「幼少期の状況の説明」を文書にて依頼。  
×(姉からの返答はなく「証明」が難しい)

### 手立て 県障害者更生相談所の弾力的対応

妹からの証明が難しい旨、県知的障害者更生相談所へ相談  
事情を勘案した 県知的障害者更生相談所の判断により  
**心理判定+矯正施設が把握している幼少期の情報提供**  
のみで判定が可能となる。

### 障害福祉サービスの利用申請

B市では療育手帳の認定が下りてからではないと申請不可とのこと。

### 手立て 公権力の活用

但し、「仮出所」の時期に間に合うように、療育手帳の判定結果が出た時点で 県知的障害者更生相談所からB市へすぐに連絡がいくように連携。  
同日B市認定調査実施となり、その後最短で審査会へ。

### 障害基礎年金の申請

療育手帳の判定を受け、障害基礎年金の申請を矯正施設側より行う。

### 手立て 矯正施設からの申請

地域生活定着支援センター側で年金申請書の記載例を作成し、統括矯正処遇官へ提示。

帰住地をどこに設定するのか？ 本人希望の帰住地は特になく「安心して暮らしたい」とのこと。

本事例が厚生労働科学研究「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」の中であった事例であったことから、社会福祉法人 南高愛隣会が本人の受け入れを行なうこととする。

## 5 定期連絡会議 - 「帰住地」と「身元引受人」の決定 2008年1月

「矯正施設」「保護観察所」「C市(障害福祉課)」「サービス利用事業所(社会福祉法人南高愛隣会)」「地域生活定着支援センター」(当時は長崎県地域生活定着支援センターが設置されていなかったため、厚生労働科学研究研究協力が担当)との4者で定期連絡会議を行う。

改めて対象者の情報を提供し、生育歴・ニーズ・課題等の共有化をはかる。  
仮釈放期間中の「司法の流れ(面談・遵守事項等)」の確認を行う。

### 「帰住地」と「身元引受人」の決定

仮出所が認められるには「帰住地」と「身元引受人」が整っている事が条件。

協議の結果、「帰住地」として社会福祉法人 南高愛隣会が本人を受け入れ、「身元引受人」には社会福祉法人 南高愛隣会常務理事がなることで、「仮出所」の手立てが決定。

「矯正施設」「保護観察所」「C市(障害福祉課)」「サービス利用事業所(社会福祉法人南高愛隣会)」「地域生活定着支援センター」との4者で定期連絡会議を行う。

## 協議・確認事項

具体的な「帰住地(福祉サービス)」の選定

## ➡ 直接「地域」で受け入れる

アセスメントの結果、窃盗の罪を繰り返してはいるものの、本人を取り巻く環境が罪を犯さざるを得ない状況にしてしまったと判断。生活環境さえ整えば施設入所ではなく、直接地域で受け入れが可能と思われる。

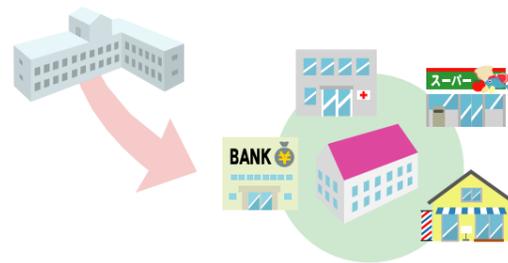
「ケアホーム」の選定

## ➡ 「生活環境」&lt;「本人を支える人的環境」の重視

複数あるケアホームの中から、周囲にスーパーや駅といった本人を刺激しかねない因子はあるものの、人里離れた地ではなくバックアップ施設が近くにあり、近隣にベテランの世話人さんも多く住んでいる、住宅街の真ん中のケアホームで受け入れることで、「本人を支える人的環境」が手厚く整えられる。

「日中活動」の検討

## ➡ 本人への刺激の少ない「自然環境」の中で一旦受け入れ、その後「就労」を目指すか、「福祉的活動」を行っていくか判断する。



## 具体的な支援の実例 - 1

## 住民票の設定について

## 住民票が削除されていた場合

住民票が職権削除されていた場合は、以下の矯正局長通知によって矯正施設が設置された市町村に住民票を設置することが出来る。

収容者が、施設を住所として住民登録の申出をなしたい旨施設長に申し出た場合は、施設長は、施設所在地の市町村にその旨通知する

法 昭和36年7月 矯正甲610号 法務省矯正局長通知

## 療育手帳について

## 受刑期間中の療育手帳の取得

矯正施設からの申請については、本人以外の申請者として、所長名もしくは分類統括名でも申請可能。各更生相談所の裁量にもよるが、療育手帳の心理判定は、他の入所施設等での判定と同様に、判定機関より矯正施設へ出張して判定していただくことも可能。遠方の場合は矯正施設所在県へ判定委託を行うことも可能であった。

## 福祉サービスについて

## 矯正施設からの利用の申請

矯正施設からの申請については、本人以外の「申請書提出者」として、所長名もしくは分類統括名でも申請可能。  
障害程度区分の認定調査は矯正施設にて実施可能。  
医師意見書は矯正施設医務課医師へ依頼可能。  
地域生活定着支援センター側で申請書の記載例を作成し、統括矯正処遇官へ提示する。  
地域生活定着支援センター側も認定調査へ立会い可能。

## 障害基礎年金について

## 福祉サービスの利用の申請

医師の診断書は矯正施設の医務課へ依頼。  
年金申請は矯正施設側より行う。地域生活定着支援センター側で年金申請の記載例を作成し、統括矯正処遇官へ提示。

## 事例1を通して見えてきた課題

## 療育手帳

「現状+心理判定」のみで療育手帳の判定・交付を

知的障害は発達障害のため、今回の事例のように、40代以上で療育手帳を取得する場合は、18歳までに知的に障害があったと推認される資料が必要となる。罪を犯した障害者は家族に恵まれない人が多く、証明をする書類(小学校の指導要項等)も破棄されていることが多い。本事例においては弾力的な対応によって、療育手帳の取得がスムーズにいった。このように、

➡ 「現状+心理判定」のみで療育手帳の判定・交付を可能と出来ないか。

療育手帳の取得要件や交付基準が各都道府県で違う

療育手帳の交付基準は各都道府県によって異なっている。本事例のように「現状+心理判定」のみで交付が可能な県もあれば、事例2の様に「18歳以前に知的障害が発生していたと推認される資料」が必須の県もある。

➡ 「取得要件・交付基準」の全国一律化が望まれる。

## 福祉サービス利用

福祉サービス利用の基準統一

障害者自立支援法においては福祉サービスの申請要件に「療育手帳の所持」という項目はない。だが療育手帳が無くても申請は出来るという市町村と、療育手帳が無いとサービスを提供することが出来ないとする市町村とがある。

➡ 福祉サービス利用の全国統一化が望まれる。

## 受け皿

福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した障害者の受け皿

今回の事例は厚生労働科学研究の中で相談を受けた事例であったため、受け入れ先の選定には時間を要しなかった。  
しかし、実際の業務では、仮に療育手帳の取得といった福祉の手立てが整ったとしても、そのサービス利用事業所がなかなか見付からないのが現状である。

「サービス利用事業所が考える種々のリスク(人員配置・矯正施設を退所した障害者への間違ったイメージ等)」をいかに払拭し、受け皿となる社会資源を掘り起こしていくかも地域生活定着支援センターの重要な責務であるのではないかと。そういった意味では、受け皿作りのための職員研修や矯正施設等と福祉施設との具体的な交流活動の推進が今後の課題と言える。

また、受け皿が「第二の刑務所」とならないよう、長期的な視点で明るい未来を描き、地域移行に力を注ぐ社会資源を開拓していくことも忘れてはならない。

➡ 受け皿を支える新たな事業：「地域生活移行個別支援特別加算」「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域移行支援事業」

➡ 再犯防止という社会防衛上の一面ではなく、「普通の場所で普通の暮らしを」といった地域生活支援の視点。

➡ 犯罪そのものよりも、「犯罪の背景」「要因」「生活環境等の外的問題」を重視した視点。





# 事例2 K氏 70代女性 満期出所



生活保護

高齢障害者

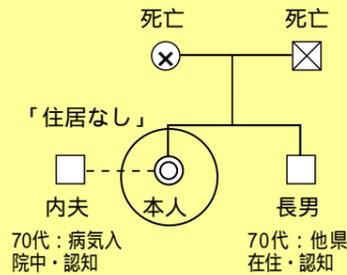
出身： 県A市  
IQ相当値：48（療育手帳取得なし）

罪名：詐欺  
入所度数：1度（他県B市刑務所）  
刑期：2006年5月～2009年4月

### 生活歴・犯罪に至った経緯

普通中学卒業後、23歳の時就職（住み込みの工場）のためA市へ転居。そこで、内夫と出会い事実婚。A市にて内夫と共に青果卸業等を営む。66歳の時に内夫が病気で倒れ入院。生活費が入らなくなり、知人にお金を借りてその日暮らしをしていたが、家賃滞納でアパートを追い出される。

生活に困りホテルに無銭宿泊し逮捕。2005年6月「保護観察付執行猶予」。保護観察中に寸借詐欺を行い、逮捕・受刑に至る。



## 1 相談受付 2008年10月

社会福祉推進事業の一環として行った「矯正施設における福祉相談窓口」において、「出所後に何らかの福祉の手立てが必要な対象者」として相談を受ける。

## 2 ニーズの把握 2009年1月末

支援に先立ち、矯正施設側と個人情報の提供について包括的な合意書を締結し、統括矯正処遇官から簡単なプロフィールの提供を受ける。

面談アセスメントの実施（2009年2月）「ニーズ」の把握と「課題の整理」  
「矯正施設側からの情報」+「福祉的な視点」でアセスメント表を作成する

**ニーズ** 「もう一人では生きていけない。助けて下さい」  
「出来ることならA市に帰りたいが、そう無理は言えないので 県に帰りたい」

**課題** 住民票は 市に残っていたが、帰る家がない。  
生活資金がなく、身寄りもない。（実兄・内夫からの支援は、期待出来ない）  
知的障害の疑いがあるが、療育手帳の取得はない。  
高齢である。

## 3 福祉的手立ての検討 2月～3月

どこが窓口（援護の実施）になるのか？ まずは、住民票が残っていたA市を窓口として協議を開始

どの福祉につなげるか？ 「課題」から「障害者福祉」「高齢者福祉」「生活保護」を総合的に検討

### 障害者福祉

「療育手帳の取得」：×  
県知的障害者更生相談所と協議  
県の判定基準では「18歳以前に知的障害が発生したことの証明が必要」（本人には認知症が進行した身内しかおらず証明が難しい）証明されたとしても、本人の年齢から「知的なのか認知なのか」判定が難しい。

「障害福祉サービスの利用申請」：×  
市障害福祉課と協議  
市では障害福祉サービス利用のためには「療育手帳」の取得が前提。

### 高齢者福祉

「養護老人ホームへの措置」：×  
A市高齢者福祉課と協議  
待機者が多く、利用には2～3年待ち。A市として特段の配慮は出来ない。

「宅老所（入所）の利用」：×  
A市高齢者福祉課と協議  
保証人等の問題があるので、生活保護の受給が必要と思われる。

「ケアハウスの利用」：×  
A市高齢者福祉課と協議  
A市のケアハウスは、生活保護を受給しても利用できない。

「要介護認定の申請」：  
A市高齢者福祉課と協議  
受刑中に認定調査を行うことは可能だが、介護保険料の納付実績がなければ3割負担となるため、生活保護の受給が前提と思われる。

### 生活保護

「生活保護の申請」：  
A市社会福祉課と協議  
生活保護は「現地主義」なので、どこで申請を行い、どこが援護の実施になるか検討が必要。

「救護施設への措置」：×  
A市高齢者福祉課と協議  
生活保護を受給しても、救護施設側の受け入れがすぐに可能かといった問題がある。

「障害者福祉」「高齢者福祉」では、福祉の手立てを講じることが出来ないため、「生活保護を受給し、救護施設へつなげる」手立てを具体的に検討していく

## 4 援護の実施の検討 2月～3月

まず 県内にある複数の「救護施設」に受け入れ確認を行う。  
D市にある救護施設から「行政からの依頼があれば受け入れ可能」との回答

帰る場所が無い対象者が、生活保護を申請（受給）するためには？  
出所後の「居所（現所在地）」の確保が必要

### 「居所＝援護の実施」の検討

刑務所所在地であるB市：  
申請・受給決定後、他県救護施設へ「措置」することになる。刑務所所在地であるがために「援護の実施」となるのは一極集中を招くとのこと。

県婦人相談所（C市に設置）：  
緊急を要する場合であれば、一時的なシェルターとして利用可。ただし、そこから生活保護を申請し、他市救護施設へ入所するのであれば、援護の実施となるC市の了解が必要。  
C市と協議するが、一時的な居所がC市にあるがために、D市の救護施設へ入所する方の「援護の実施」にC市がなることは、前例として好ましくないとのこと。

シェルター機能を有する民間施設等（A市）：  
A市の社会資源を当たっていく中で「教会」が一時的な受け入れを快諾。



出所後の居所が「教会(A市)」に確定したことで、元々住民票が残っていた「A市(社会福祉課)」「救護施設(D市)」「教会(A市)」「長崎県地域生活定着支援センター」との4者でサービス利用会議を行う

## 協議・確認事項

- 改めて対象者の情報を提供し、生育歴・ニーズ・課題等の共有化をはかる。
- 出所後「いつ申請を行い」、「いつから救護施設が利用可能か?」、「そのために必要な書類は?」等といった点について協議・確認する。
  - ➡ 協議の結果、本人の状況を勘案し「4/1出所日にA市で申請後、即保護開始」の手立てが講じられることになる。しかし、救護施設側の受け入れ態勢が4/2でないと整わないため、4/1は教会に一泊し、4/2に救護施設へ入所することになる。
- 移送の確認
  - ➡ 「出所(4/1 他県B市) → 救護施設受け入れ(4/2 ○県D市)」までを地域生活定着支援センターが行う。

## 最終的な福祉の手立て



## 個人情報の管理・保管

出所者の情報は「高度な個人情報」である。適切に管理・保管がなされるよう救護施設と地域生活定着支援センター側とで「個人情報の取扱(管理・保管)ガイドラインに関する合意書」を締結する。

## 具体的な支援の実例-2

## 個人情報の取扱について

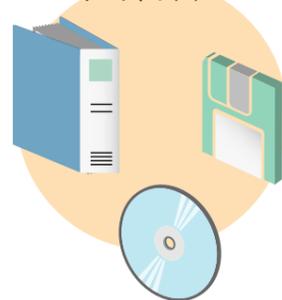
「出所者」であるという本人にとって一番知られたくない情報である個人情報の管理及び扱いについては、より厳重な管理が必要となる。

対象者の個人情報を管理するパソコンを限定する



- パソコンやデータにパスワードを設定する。(出所者の支援に関わる職員のみで共有)
- 出所者の支援に関する業務用としてパソコンを限定する。
- 個人情報の保存されているパソコンは外部へ持ち出さない。
- 個人情報は必ずデータのバックアップをとる(紛失するおそれのあるため、個人のUSBメモリへは絶対に保存しない)
- 個人情報を入力する際はインターネットにつながらない状態にする。

個人情報の記入されたデータ、ファイル



- これらの情報を橋渡しのために他の福祉施設へ提供する場合は、手渡しもしくは郵送で行う。
- 情報漏えいのリスクが高いため、データをそのまま電子メールやFAXで送らない。
- 郵送の際は、受取側の担当者の名前を宛名に明記する。

鍵をかけて保管



- 外から中のファイルが見えないキャビネットに保管。

## 事例2を通して見えてきた課題

## 高齢者福祉

## 福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した障害者問題への周知

今回のような矯正施設を退所する高齢障害者が、多数存在しているにもかかわらず、高齢者福祉分野においては、まだその問題の周知がなされていない。

➡ 高齢障害者には特に支援の早急性が求められるため、行政、関係機関への周知・徹底が急がれる。

## 養護老人ホームの活用

養護老人ホームは、行政の「措置」で入所可能な施設なので、福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した高齢障害者にとっては、有効な社会資源の一つである。

今回のA市においては「待機は2~3年必要で、特段の配慮は出来ない」とのことだが、待機期間中「住む家もない」といった方達の場合、行政として何らかの配慮が検討できないだろうか。

## 一時保護

## 女性が利用できる更生保護施設の増設又は枠を設ける

今回、○県及び近隣の県には女性が利用できる更生保護施設が設置されていなかったことで、他のシェルターを探すほか選択肢がなかった。

➡ 今後、女性も利用可能な更生保護施設の増設が望まれる。

## サービス利用事業所へ引き継ぐ「間(タイムラグ)」の支援体制

本事例では「刑期終了日→救護施設入所日」迄の間にタイムラグが生じ、その間の「一時的な居住の確保」に思いのほか時間を要した。

矯正施設を退所した障害者支援には、その受け皿の整備とともに、一時的なシェルター機能を有する社会資源の整備も急務と思われる。

➡ 但し、シェルター機能を有する民間の社会資源だけに頼らず、必要な時にすぐに利用可能な施設の弾力的運用や行政間の連携も必至。

## 生活保護

## 援護の実施市町村の問題

福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した障害者の多くが、帰る場所を有していなかったり、住民票がない等の二次的な問題を抱えている。

その場合、「援護の実施をどこの市町村が行うか?」協議していかなければならないが、特に今回のような「行政の措置で入所する施設」を出所後の受け皿とする場合、表現は悪いが「援護の押し付け合い」で行政間をたらい回しにされることもある。

確かに生活保護手帳には、「実施責任」として「帰住地がない場合は、当該刑務所の所在地を現在地とみなす」とあるが、この文言は今回のような出所後に他県の救護施設等へ措置入所する場合等を想定しているのだろうか?

出所後、明らかに他県の救護施設へ措置入所することが分かっているが、当該刑務所所在地の市町村は、そのケースが増えても対応可能だろうか?

また、「出所後他の管内に移動し保護を求めた場合には、そこを現在地と認定する(局第2-11(3)別冊問答集 問85)」と明記した解釈もあり、帰住地を有しない出所者に対する「実施責任」の解釈が明瞭ではない。

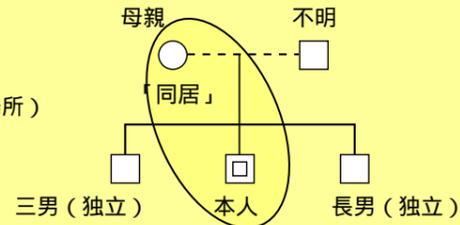
いずれにせよ、一極集中を招くことで矯正施設を退所する障害者が不利益を被ることがないよう対策を検討していかなければならない。





相談者：H氏（母親）  
 本人：H氏 20代 男性  
 発達障害の疑いあり（療育手帳取得なし）  
 刑期：2007年5月～2009年7月

出身： 県A市  
 罪名：窃盗  
 入所度数：1度（他県刑務所）



## 1 相談受付

長崎県地域生活定着支援センターへ電話による相談あり。

盲学校卒業後、本人が福祉サービスの介入を望まなかったため、福祉との接点がほぼ無いに等しい生活を送ってきた。その間、自宅の電話を使って恐喝電話を繰り返した。出所後、また自宅に戻ってきたら同じことの繰り返しになる。他の家族からの支援も期待できないし、自分ひとりでは支えきれない。市の窓口や相談支援事業所に行っても、「施設は満所だから…」と言われるだけで何も進展しない。そちらで受け入れてくれないだろうか??

## 2 支援内容

まず、地域生活定着支援センターが「受け入れ施設」ではないことを説明する。

母親へは、地域生活定着支援センター側からA市の福祉機関へ連絡をとることで了解を得る。

A市福祉事務所へ連絡し、身体障害福祉担当者とコンタクトを取る。その後、地域生活定着支援センターの業務内容及び当ケースの概要を説明し、県及びA市の行政や福祉関係機関等の社会資源を活用し、何とか福祉的な手立てを図っていただきたい旨依頼する。その際、進捗状況を地域生活定着支援センターへ報告していただくよう依頼する。

まずは、身体障害福祉担当者から保護者へコンタクトをとり、相談支援を開始していく手立てを確認する

その後、随時連絡を取り合い、支援進行中

### 具体的な支援の実際 - 3

#### 意見書の提出

軽度・中度が持つ「社会適応性」における障害について意見書を作成し、障害程度区分の市町村認定審査会へ提出する。意見書作成にあたっては保護観察所と連携をとる。意見書作成においては聞き取り調査を実施する。サービス利用事業所と連携をとり、基金補助・報酬加算に関する意見書作成・提出。

### 事例3を通して見えてきた課題

行政  
関連機関の  
情報不足

「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所する障害者問題」や「地域生活定着支援センター」等に関する情報の周知・徹底

H氏の母親は事前に市・福祉事務所・福祉関係機関等へ度々相談へ行っていたが、問題をただ先送りされるだけで何ら解決に至っていなかった。

行政や相談機関の窓口では、「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所する障害者問題」や「地域生活定着支援センター」等に対する情報について、全く把握していない担当者が多いと思われる。

その結果、せっかく家族が相談に行っても、困難ケースとして曖昧に処理されたり、中には「更生保護施設へ直接問い合わせして下さい」といった家族にその全てを丸投げしている事例もある。

当センターでは、開設後、「行政や相談機関に相談に行ったのに何も進展しない…」と切迫した状態で連絡をしてくる家族からの相談が後を立たない。それも全国からである。

出所後の生活を福祉の入口で塞いではいけない。

#### 対策（行政等）

「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所する障害者問題」等に対する市町村レベルでの情報の周知・徹底。

#### 対策（地域生活定着支援センター）

地域生活定着支援センター側から直接、その地域の行政や相談機関の担当者へ連絡し、問題を地域の社会資源に投げかける。

「眠っている社会資源の掘り起こし」

出所に係わる司法の流れや、連携が必要と思われる機関の説明・助言。

地域の行政や関係機関に橋渡しをした後も、随時進捗状況の確認等を行政や関係機関に対して行う。

#### 矯正施設との文化交流等事業（社会福祉推進事業の一環事業）



矯正施設での「瑞宝太鼓」による和太鼓講習の交流

社会福祉推進事業では事業の一環として矯正施設との文化交流事業を実施しました。

「瑞宝太鼓」（知的障害のある人達による和太鼓集団）の矯正施設での公演、出所予定者の福祉事業所でのボランティア体験を通して、矯正施設と福祉施設の間にある垣根をとり、相互理解に至ることで、矯正施設を退所する障害者が利用する福祉施設の確保へつなげることを目的としています。

「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所する障害者問題」の周知の点においても、全国でのこのような事業の実施が望まれます。



## 地域生活定着支援センターの効果的な運営のために

平成20年度厚生労働省社会福祉推進事業としてモデル的に「長崎県地域生活定着支援センター」を立ち上げた結果、定着支援センターの効果的な運営に必要な次のような課題点が浮き彫りになりました。

### サービス利用事業所へ引き継ぐ間の支援体制

事例2のケースの様に、刑期終了日と受け入れ施設とに「間（タイムラグ）」が生じ、一時的な居住場所の確保という問題が出てきました。またその確保にあたっては多くの労力を割くことも明らかになりました。満期釈放する受刑者への支援においては、出所後すぐの居住先の確保は直近の問題となります。

シェルター機能の整備にあたっては、民間の社会資源の開拓と共に、連携を組む司法の社会資源である更生保護施設や「自立更生促進センター」の活用、又は地域生活定着支援センター自身が一時的な機能を有することも含め検討が必要かと考えます。

サービス利用事業所へ引き継ぐ間の一時的なシェルター機能を更生保護施設又は地域生活定着支援センターが担うことの検討。



### 各都道府県の地域生活定着支援センター間での連携

現在は、地域生活定着支援センターが長崎県でモデル的に試行されているに過ぎず、帰住先の選定、市町村との調整等すべて動かなければならず負担が大きくなります。やはり、その地域の福祉についてはその地域に詳しい地域生活定着支援センターが動くことによって、より多くの人を福祉サービスにつなげることが可能になると思われれます。他県の福祉の状況がなかなかつかめない中、援護の実施市町村とのやりとりだけでは、確実な情報を得ることは難しいのが現状です。

他県に帰住する人の調整については、その県の地域生活定着支援センターに動いてもらうことでもっとスムーズに行くと思います。そのためには、全国で一斉に地域生活定着支援センターが開設されることが望まれます。また、その際に「どの段階から定期連絡会議（合同支援会議）に加わるのか」「いつ対象者を引き継ぐのか」という地域生活定着支援センター間の連携の整理も大きな課題となります。

都道府県をまたがる支援における役割の整理



### 地域生活定着支援センターの公的な位置づけの確立

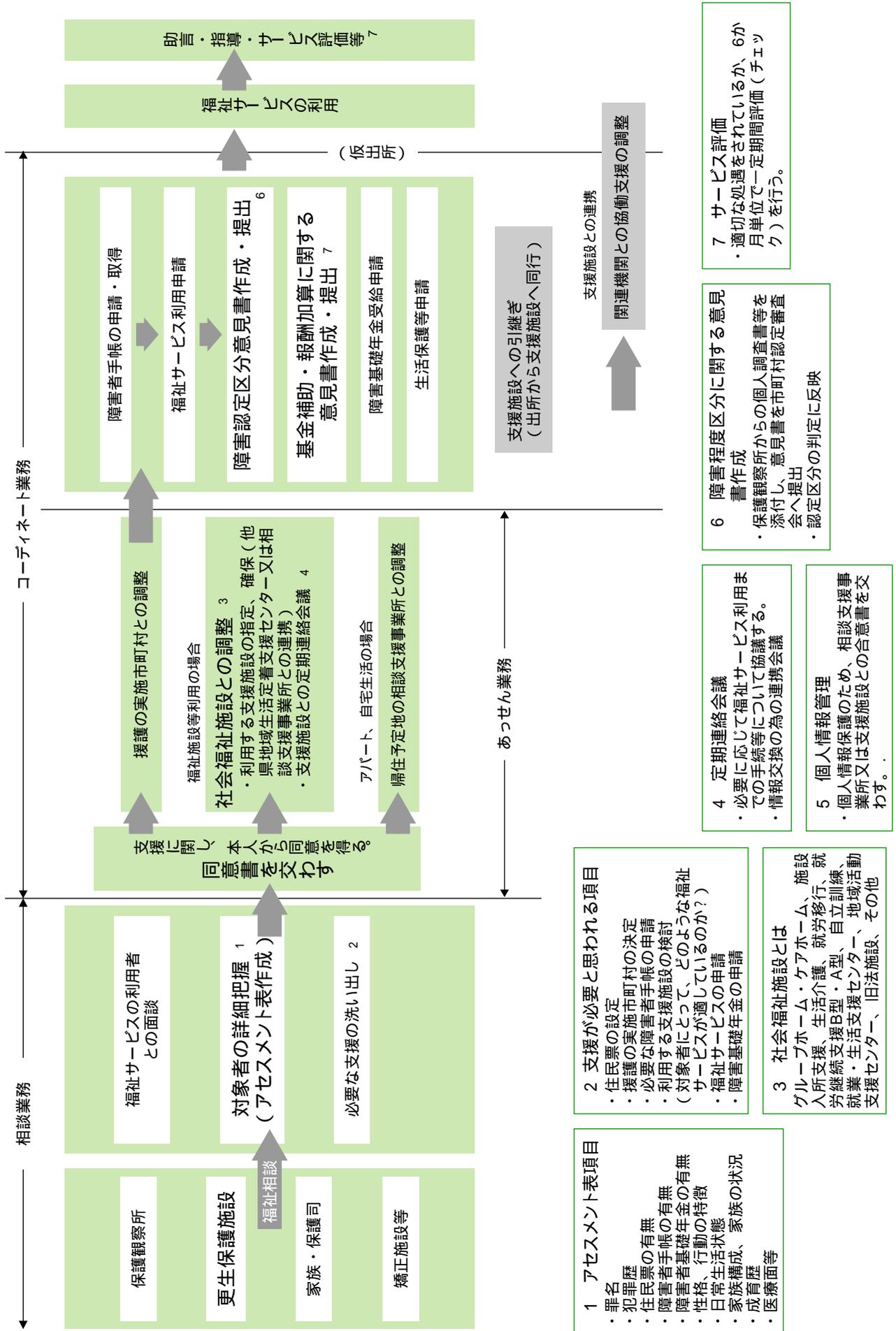
地域生活定着支援センターの対象者は一度罪を償った人達です。福祉施設の利用が「第2の矯正施設化」につながってはけません。「再犯防止」という側面からでなく、犯罪に至った「劣悪な環境」を解消し、「自己実現」を叶える生活支援が基本となります。

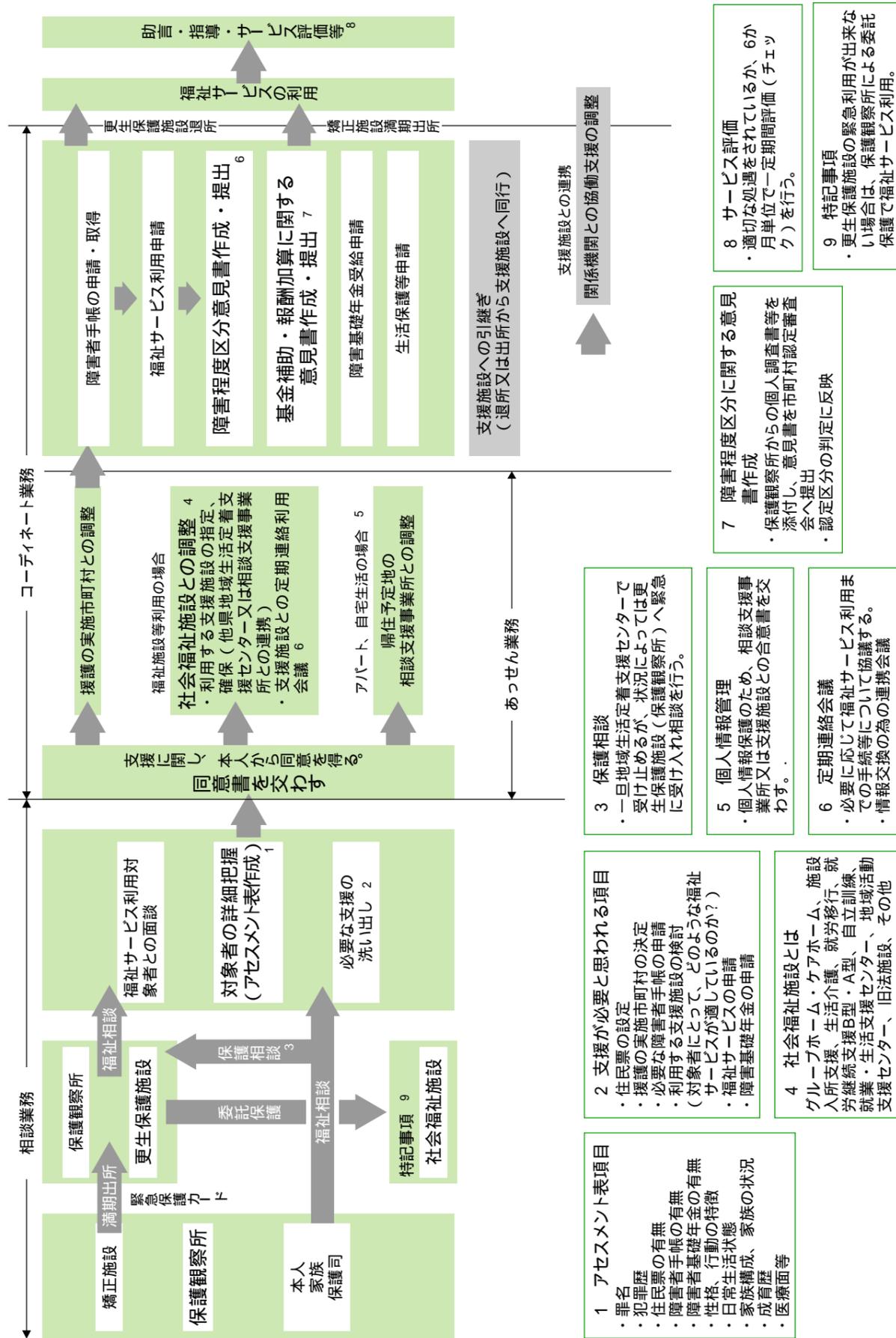
地域生活定着支援センターはサービス利用施設への橋渡しと共に、処遇プログラムに対して受け入れ施設への助言・指導や処遇プログラムを支援する役割を担います。各都道府県で地域生活定着支援センターが運営を開始するにあたって、中立公正であることを徹底させることが重要になります。

地域生活定着支援センターと受け入れ法人の分離  
入所施設利用者の基準の確立



- 
**参考資料-3**  
 都道府県における地域生活定着支援センター設置（指定）に関する留意点及び要望等について p22
- 
**参考資料-4**  
 福祉の支援を必要とする矯正施設等の退所者が入所施設を利用する場合の留意点 p23





都道府県における地域生活定着支援センター設置(指定)に関する留意点及び要望等について

長崎県地域生活定着支援センター

「地域生活定着支援センター（仮称）」が、福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者へ必要な支援を提供するには、以下の条件を備えていることが肝要となる。

- 「地域生活定着支援センター」は、福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者を受け入れる福祉施設へ助言・指導の役割を担い、対象者の処遇プログラムを支援する立場であることから中立・公正な立場であること。
- 出所後の一時的な支援（コーディネート、橋渡し等）に止まるのではなく、長期的視野に立った中立・公正なケアマネジメントを行う体制であること。

この視点を踏まえ、都道府県での「地域生活定着支援センター」の設置（指定）にあたっては、以下の要件を留意されたく要望する。

- 利害関係が発生する「地域生活定着支援センター」と受け入れ福祉施設を同一法人が運営することは基本的に望ましくない。又は緊急の場合を除いて同一法人の入所施設等では受け入れない（「地域生活移行個別支援特別加算」および基金事業によって発生する利益の供与の防止のため）
- 地域生活移行の実績がなく、入所施設のみを運営する法人が「地域生活定着支援センター」を運営する事は望ましくない。（対象者の自己選択・自己実現と「囲い込み」による入所施設の延命化の防止）
- 「地域生活定着支援センター」の運営は、同一の相談員による途切れない支援が可能な法人へ委託する事が望ましい。（異動等のため行政直轄の運営は望ましくない）
- 「地域生活定着支援センター」は業務の特性上、中立・公正な役割の明確化と個人情報管理への安心感が求められる。したがって、都道府県においては拠点となる場所（事務所）は都道府県等が管理する公的建物を提供（賃貸）されたい。

## 福祉の支援を必要とする矯正施設等の退所者が入所施設を利用する場合の留意点

長崎県地域生活定着支援センター

### 考え方

福祉の支援を必要とする矯正施設等の退所者の福祉サービス利用については様々な議論があるが、厚生労働科学研究（田島班）におけるモデル的実践の積み上げの結果、共通の考え方に立った、入所施設利用対象者の一定の基準を設けることが人権上においても肝要である。まず重要な考え方の視点としては次のとおりである。

1. 再犯防止という社会防衛上の一面ではなく、「普通の場所で普通の暮らしを」の地域生活支援という支援者側の捉え方が前提である。
2. 矯正施設等の退所者は福祉施設（入所）に対して、「知らない」ということもあり、特定の不安のイメージを持っている者が多く、精神的な拒否感がある。（「いつ、出られるのか」が不明確）
3. 犯罪そのものより、犯罪の背景、要因、環境等の外的問題性（要因性）を重視した見方が必要である。
4. 入所施設の現状を踏まえ、長期的な視野で推し量ると、将来的に「第2の矯正施設化」という実態も考えられる。
5. 罪を償った人達である。行き場がないとしても、個々を問わず入所施設の利用が前提になると自己選択、自己決定の道が閉ざされ、人権無視に値する。
6. 地域移行の実績等が全く無く、一法人・一入所施設の運営しか取り組んでいない福祉施設の利用は好ましくない。

以上、福祉の支援者としては、上記の事を考慮し、無目的で短絡的な入所施設利用を前提とすべきではなく、対象者の一定の利用基準を法的に確立する必要があると考える。また、その利用期間は一定期間の有期限とすべきである。

以下、入所施設の利用対象者の基準である。

1. 犯罪性が進んでおり、問題性、要因から観察し、更生まで長期に時間を要する者
2. 重罪を犯し、更生まで長期に時間を要する者
3. 矯正施設等を退所後、すぐの社会生活を営むことが困難だと判断されるような罪を犯した者
4. 精神保健福祉法第26条通知に該当し、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者で、医療機関が、福祉施設入所が適当と認めた者
5. 犯罪を誘発する刺激（薬物、アルコール等）から離すため、地域社会から一定期間距離を置いた方がよい者
6. 60歳未満で上記の基準に該当する者（60歳以上の者は入所施設利用は不可）

## 長崎県地域生活定着支援センター運営推進委員会設置要綱

社会福祉法人 南高愛隣会  
長崎県地域生活定着支援センター

### （目的）

第1条 長崎県地域生活定着支援センター運営推進委員会（以下「運営推進委員会」）は、長崎県に設置する長崎県地域生活定着支援センターが行う事業を効果的に運営するため、関係機関の支援・連携の強化促進を図り、矯正施設等から出所する罪を犯した障害者等の地域生活並びに就労の実現と安定に資する事を目的とする。

### （構成）

第2条 運営推進委員会は、次の機関をもって構成する。尚、運営推進委員会にはオブザーバーを設けることができる。

- (1) 長崎県福祉保健部
- (2) 長崎県医師会
- (3) 長崎県弁護士会
- (4) 長崎子ども・女性・障害者支援センター
- (5) 長崎県発達障害者支援センター
- (6) 社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会
- (7) 長崎県民生委員児童委員協議会
- (8) 長崎労働局職業安定部
- (9) 長崎公共職業安定所
- (10) 長崎障害者職業センター
- (11) 長崎保護観察所
- (12) 長崎県保護司会連合会
- (13) 長崎県更生保護施設連盟
- (14) 長崎県更生保護職業補導協議会連盟
- (15) 長崎県精神障害者社会復帰施設協会
- (16) 社団法人長崎県身体障害者福祉協会連合会
- (17) 社団法人長崎県手をつなぐ育成会
- (18) 長崎市福祉保健部
- (19) 社会福祉法人 長崎市社会福祉協議会
- (20) 長崎市民生委員児童委員協議会
- (21) 諫早市健康福祉部
- (22) 社会福祉法人 諫早市社会福祉協議会
- (23) 一般社団法人若者自立支援長崎ネットワーク
- (24) 社会福祉法人 南高愛隣会
- (25) 長崎県地域生活定着支援センター

オブザーバー 福岡矯正管区  
九州地方更生保護委員会

### （事業内容）

第3条 運営推進委員会は、次のことについて協議する。

- (1) 長崎県地域生活定着支援センターの事業計画等について
- (2) 長崎県地域生活定着支援センターの事業運営状況の課題点等について
- (3) 矯正、更生保護、福祉、労働、医療等との連携のあり方等について
- (4) 国に対する問題提起等について
- (5) 特別な処遇困難事例が発生した場合の解決策等について
- (6) その他、情報(意見)交換等

### （運営推進委員会）

第4条 運営推進委員会は年に3回開催し、その他必要に応じて、社会福祉法人南高愛隣会が招集する。

参考資料-5 関連機関一覧

(事務局)

第5条 運営推進委員会の事務局は、長崎県地域生活定着支援センター(長崎県総合福祉センター内)に置く。

(守秘義務)

第6条 委員は、運営推進委員会において知り得た個人の情報において、十分に考慮し秘密保持を厳守しなければならない。

(運営主体)

第7条 運営推進委員会の運営は、社会福祉法人南高愛隣会が行う。

(補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営推進委員会の運営について必要な事項は事務局が提起し、運営推進委員会で定める。

附 則

この要綱は、平成21年1月19日より施行する。

矯正管区

施設名	〒	所在地	電話番号
札幌矯正管区	007-0801	北海道札幌市東区東苗穂1条2-5-5	011-783-3911
仙台矯正管区	984-0825	宮城県仙台市若林区古城3-23-1	022-286-0111
東京矯正管区	330-9723	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1さいたま新都心合同庁舎2号館	048-600-1500
名古屋矯正管区	461-0011	愛知県名古屋市中区白壁1-15-1名古屋合同庁舎第3号館	052-971-5961
大阪矯正管区	540-0008	大阪府大阪市中央区大手前4-1-67大阪合同庁舎第2号館別館	06-6941-5751
広島矯正管区	730-0012	広島県広島市中区上八丁堀6-30広島合同庁舎4号館	082-223-8161
高松矯正管区	760-0033	香川県高松市丸の内1-1高松法務合同庁舎	087-822-4455
福岡矯正管区	813-0036	福岡県福岡市東区若宮5-3-53	092-661-1137

刑事施設(刑務所、少年院)

施設名	〒	所在地	電話番号
札幌刑務所(女子刑務所)	007-8601	北海道札幌市東区東苗穂2条1-5-1	011-781-2011
旭川刑務所	071-8153	北海道旭川市東鷹栖3線20-620	0166-57-2511
帯広刑務所	089-1192	北海道帯広市別府町南13-33	0155-48-7111
網走刑務所	093-0088	北海道網走市三眺	0152-43-3167
月形刑務所	061-0595	北海道樺戸郡月形町1011	0126-53-3060
函館少年刑務所	042-8639	北海道函館市金堀町6-11	0138-51-0185
青森刑務所	030-0111	青森県青森市荒川字藤戸88	017-739-2101
宮城刑務所	984-8523	宮城県仙台市若林区古城2-3-1	022-286-3111
秋田刑務所	010-0948	秋田県秋田市川尻新川町1-1	018-862-6581
山形刑務所	990-2162	山形県山形市あけぼの2-1-1	023-686-2111
福島刑務所	960-8254	福島県福島市南沢又字上原1	024-557-2222
福島刑務支所	960-8536	福島県福島市南沢又字水門下66	024-557-3111
盛岡少年刑務所	020-0102	岩手県盛岡市上田字松屋敷11-11	019-662-9221
水戸刑務所	312-0033	茨城県ひたちなか市市毛847	029-272-2424
栃木刑務所(女子刑務所)	328-8550	栃木県栃木市惣社町2484	0282-27-1885
黒羽刑務所	324-0293	栃木県大田原市寒井1466-2	0287-54-1191
喜連川社会復帰促進センター	329-1493	栃木県さくら市喜連川5547	028-686-3111
前橋刑務所	371-0805	群馬県前橋市南町1-23-7	027-221-4247
千葉刑務所	264-8585	千葉県千葉市若葉区貝塚町192	043-231-1191
市原刑務所	290-0204	千葉県市原市磯ヶ谷11-1	0436-36-2351
八王子医療刑務所	192-0904	東京都八王子市子安町3-26-1	042-622-6188
府中刑務所	183-8523	東京都府中市晴見町4-10	042-362-3101
横浜刑務所	233-8501	神奈川県横浜市港南区港南4-2-2	045-842-0161
横須賀刑務支所	239-0826	神奈川県横須賀市長瀬3-12-3	046-842-4977
新潟刑務所	950-8721	新潟県新潟市江南区山二ツ381-4	025-286-8221
甲府刑務所	400-0056	山梨県甲府市堀之内町500	055-241-8311
長野刑務所	382-8633	長野県須坂市馬場町1200	026-245-0900
静岡刑務所	420-0801	静岡県静岡市葵区東千代田3-1-1	054-261-0117
川越少年刑務所	350-1162	埼玉県川越市大字南大塚1508	049-242-0222
松本少年刑務所	390-0871	長野県松本市桐3-9-4	0263-32-3091
富山刑務所	939-8251	富山県富山市西荒屋285-1	076-429-3741
金沢刑務所	920-1182	石川県金沢市田上町公1	076-231-4291
福井刑務所	918-8101	福井県福井市一本木町52	0776-36-3220
岐阜刑務所	501-1183	岐阜県岐阜市則松1-34-1	058-239-9821
笠松刑務所(女子刑務所)	501-6095	岐阜県羽島郡笠松町中川町23	058-387-2175
岡崎医療刑務所	444-0823	愛知県岡崎市上地4-24-16	0564-51-9629
名古屋刑務所	470-0208	愛知県西加茂郡三好町ひばりヶ丘1-1	0561-36-2251
三重刑務所	514-0837	三重県津市修成町16-1	059-228-2161
滋賀刑務所	520-8666	滋賀県大津市大平1-1-1	077-537-3271
京都刑務所	607-8144	京都府京都市山科区東野井ノ上町20	075-581-2171
大阪刑務所	590-0014	大阪府堺市堺区田出井町6-1	072-238-8261
大阪医療刑務所	590-0014	大阪府堺市堺区田出井町8-80	072-228-0145
神戸刑務所	674-0061	兵庫県明石市大久保町森田120	078-936-0911
加古川刑務所	675-0061	兵庫県加古川市加古川町大野1530	079-424-3441
播磨社会復帰促進センター	675-1297	兵庫県加古川市八幡町宗佐544	079-430-5503
和歌山刑務所	640-8507	和歌山県和歌山市加納383	073-471-2231
姫路少年刑務所	670-0028	兵庫県姫路市岩端町438	079-296-1020
奈良少年刑務所	630-8102	奈良県奈良市般若寺町18	0742-22-4961
鳥取刑務所	680-1192	鳥取県鳥取市下味野719	0857-53-4191
松江刑務所	690-8554	島根県松江市西川津町67	0852-23-2222
島根あさひ社会復帰促進センター	697-0492	島根県浜田市旭町丸原380-15	0855-45-8171
岡山刑務所	701-2141	岡山県岡山市牟佐765	086-229-2531
広島刑務所	730-8651	広島県広島市中区吉島町13-114	082-241-8601
尾道刑務支所	722-0041	広島県尾道市防地町23-2	0848-37-2411
山口刑務所	753-8525	山口県山口市松美町3-75	083-922-1450
岩国刑務所(女子刑務所)	741-0061	山口県岩国市錦見6-11-29	0827-41-0136
美祿社会復帰促進センター	750-0693	山口県美祿市豊田前町麻生下10	0837-57-5131

施設名	〒	所在地	電話番号
徳島刑務所	779-3133	徳島県徳島市入田町大久200 - 1	088-644-0111
高松刑務所	760-0067	香川県高松市松福町2 - 16 - 63	087-821-6116
松山刑務所	791-0293	愛媛県東温市見奈良1243 - 2	089-964-3355
西条刑務支所	793-0001	愛媛県西条市玉津1 - 2	0897-55-3020
高知刑務所	781-5101	高知県高知市布師田3604 - 1	088-866-5454
北九州医療刑務所	802-0837	福岡県北九州市小倉南区葉山町1 - 1 - 1	093-963-8131
福岡刑務所	811-2126	福岡県糟屋郡宇美町障子岳南6 - 1 - 1	092-932-0395
麓刑務所(女子刑務所)	841-0084	佐賀県鳥栖市山浦町2635	0942-82-2121
佐世保刑務所	859-3225	長崎県佐世保市浦川内町1	0956-38-4211
長崎刑務所	854-8650	長崎県諫早市小川町1650	0957-22-1330
熊本刑務所	862-0970	熊本県熊本市渡鹿7 - 12 - 1	096-364-3165
大分刑務所	870-8588	大分県大分市畑中303	097-543-5177
宮崎刑務所	880-2293	宮崎県宮崎市大字糸原4623	0985-41-1121
鹿児島刑務所	899-6193	鹿児島県始良郡湧水町中津川1733	0995-75-2025
沖縄刑務所	901-1514	沖縄県南城市知念字具志堅330	098-948-1096
八重山刑務支所	907-0002	沖縄県石垣市真栄里412	0980-82-2019
佐賀少年刑務所	840-0856	佐賀県佐賀市新生町2 - 1	0952-24-3291

#### 少年院

施設名	〒	所在地	電話番号
帯広少年院	080-0846	北海道帯広市緑ヶ丘3 - 2	0155-24-5787
北海少年院	066-0066	北海道千歳市大和4 - 746 - 10	0123-23-3147
紫明女子学院	066-0066	北海道千歳市大和4 - 662 - 2	0123-22-5141
月形学園	061-0514	北海道樺戸郡月形町字知来乙264 - 1	0126-53-2736
青森少年院	039-3313	青森県東津軽郡平内町沼館字沼館尻	017-755-2341
盛岡少年院	020-0121	岩手県盛岡市月ヶ丘2 - 15 - 1	019-647-2107
東北少年院	984-0825	宮城県仙台市若林区古城3 - 21 - 1	022-285-4270
青葉女子学園	984-0825	宮城県仙台市若林区古城3 - 24 - 1	022-286-1551
置賜学院	992-0111	山形県米沢市下新田445	0238-37-4040
茨城農芸学院	300-1288	茨城県牛久市久野町1722	029-875-1114
水府学院	311-3104	茨城県東茨城郡茨城町駒渡1084 - 1	029-292-0054
喜連川少年院	329-1412	栃木県さくら市喜連川3475 - 1	028-686-3020
赤城少年院	371-0222	群馬県前橋市上大屋町60	027-283-2020
榛名女子学園	370-3503	群馬県北群馬郡榛東村新井1027 - 1	0279-54-3232
市原学園	290-0204	千葉県市原市磯ヶ谷157 - 1	0436-36-1581
八街少年院	289-1123	千葉県八街市滝台1766	043-445-3787
多摩少年院	193-0932	東京都八王子市緑町670	042-622-5219
関東医療少年院	183-0052	東京都府中市新町1 - 17 - 1	042-362-2355
愛光女子学園	201-0001	東京都狛江市西野川3 - 14 - 26	03-3480-2178
久里浜少年院	239-0826	神奈川県横須賀市長瀬3 - 12 - 1	046-841-2585
小田原少年院	250-0001	神奈川県小田原市扇町1 - 4 - 6	0465-34-8148
神奈川医療少年院	229-1105	神奈川県相模原市小山4 - 4 - 5	042-772-2145
新潟少年学院	940-0828	新潟県長岡市御山町117 - 13	0258-35-0118
有明高原寮	399-8301	長野県安曇野市穂高有明7299	0263-83-2204
駿府学園	421-2118	静岡県静岡市葵区内牧118	054-296-1661
湖南学院	920-1146	石川県金沢市上中町口11 - 1	076-229-1077
瀬戸少年院	489-0988	愛知県瀬戸市東山町14	0561-82-3195
愛知少年院	470-0343	愛知県豊田市浄水町原山1	0565-45-0511
豊ヶ岡学園	470-1153	愛知県豊明市前後町三ツ谷1293	0562-92-3106
宮川医療少年院	519-0504	三重県伊勢市小俣町宮前25	0596-22-4844
京都医療少年院	611-0002	京都府宇治市木幡平尾4	0774-31-8101
浪速少年院	567-0071	大阪府茨木市郡山1 - 10 - 17	072-643-5065
交野女子学院	576-0053	大阪府交野市郡津2 - 45 - 1	072-891-1132
和泉学園	599-0231	大阪府阪南市貝掛1096	072-476-5221
加古川学園	675-1201	兵庫県加古川市八幡町宗佐544	079-438-0353
播磨学園	675-1201	兵庫県加古川市八幡町宗佐544	079-438-0340
奈良少年院	631-0811	奈良県奈良市秋篠町1122	0742-45-4681
美保学園	683-0101	鳥取県米子市大篠津町4557	0859-28-7111
岡山少年院	701-0206	岡山県岡山市箕島2497	086-282-1128
広島少年院	739-0151	広島県東広島市八本松町原11174 - 31	082-429-0821
貴船原少女苑	739-0151	広島県東広島市八本松町原6088	082-429-3001
丸亀少女の家	763-0054	香川県丸亀市中津町28	0877-22-9226
四国少年院	765-0004	香川県善通寺市善通寺町2020	0877-62-1251
松山学園	791-8069	愛媛県松山市吉野町3803	089-951-1252
筑紫少女苑	811-0204	福岡県福岡市東区大字奈多1302 - 105	092-607-5695
福岡少年院	811-1346	福岡県福岡市南区老司4 - 20 - 1	092-565-3331
佐世保学園	857-1161	長崎県佐世保市大塔町1279	0956-31-8277
人吉農芸学院	868-0301	熊本県球磨郡錦町木上北223 - 1	0966-38-3102
中津少年学院	871-0152	大分県中津市加来1205	0979-32-2321
大分少年院	879-7111	大分県豊後大野市三重町赤嶺2721	0974-22-0610
沖縄少年院	904-0034	沖縄県沖縄市山内1 - 13 - 1	098-933-4486
沖縄女子学園	904-0034	沖縄県沖縄市山内1 - 14 - 1	098-933-7241

#### 保護観察所

施設名	〒	所在地	電話番号
北海道地方更生保護委員会	060-0042	北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎	011-261-9907
札幌保護観察所	060-0042	北海道札幌市中央区大通西12丁目札幌第3合同庁舎	011-261-9225
函館保護観察所	040-8550	北海道函館市新川町25 - 18函館地方合同庁舎	0138-26-0431
旭川保護観察所	070-0901	北海道旭川市花咲町4 - 2272 - 15旭川地方法務合同庁舎	0166-51-9376
釧路保護観察所	085-8535	北海道釧路市幸町10 - 3釧路地方合同庁舎	0154-23-3200
東北地方更生保護委員会	980-0812	仙台市青葉区片平1 - 3 - 1仙台北合同庁舎 仙台北合同庁舎	022-221-3536
青森保護観察所	030-0861	青森県青森市長島1 - 3 - 25青森法務合同庁舎	017-776-6418
盛岡保護観察所	020-0023	岩手県盛岡市内丸8 - 20盛岡法務合同庁舎	019-624-3395
仙台保護観察所	980-0812	宮城県仙台市青葉区片平1 - 3 - 1仙台北合同庁舎	022-221-1451
秋田保護観察所	010-0951	秋田県秋田市山王7 - 1 - 2秋田地方法務合同庁舎	018-862-3903
山形保護観察所	990-0046	山形県山形市大手町1 - 32山形地方法務合同庁舎	023-631-2277
福島保護観察所	960-8017	福島県福島市狐塚17福島法務合同庁舎	024-534-2246
関東地方更生保護委員会	330-9725	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎二号館	048-600-0181
水戸保護観察所	310-0061	茨城県水戸市北見町1 - 1水戸地方法務合同庁舎	029-221-3942
宇都宮保護観察所	320-0036	栃木県宇都宮市小幡2 - 1 - 11宇都宮地方法務合同庁舎	028-621-2271
前橋保護観察所	371-0026	群馬県前橋市大手町3 - 2 - 1前橋法務総合庁舎	027-237-5010
さいたま保護観察所	330-0063	埼玉県さいたま市浦和区高砂3 - 16 - 58さいたま法務総合庁舎	048-861-8287
千葉保護観察所	260-8513	千葉県千葉市中央区中央港1 - 11 - 3千葉地方合同庁舎	043-204-7791
東京保護観察所	100-0013	東京都千代田区霞が関1 - 1 - 1中央合同庁舎6号館A棟	03-3597-0120
東京保護観察所八王子支部	192-0046	東京都八王子市明神町4 - 21 - 2八王子法務合同庁舎	0426-42-2237
横浜保護観察所	231-0001	神奈川県横浜市中区新港1 - 6 - 2横浜第一港湾合同庁舎	045-201-3006
新潟保護観察所	951-8104	新潟県新潟市中央区西大畑町5191新潟地方法務総合庁舎	025-222-1531
甲府保護観察所	400-0032	山梨県甲府市中央1 - 11 - 8甲府法務合同庁舎別館	055-235-7144
長野保護観察所	380-0846	長野県長野市旭町1108長野地方法務合同庁舎	026-234-1993
静岡保護観察所	420-0853	静岡県静岡市葵区追手町9 - 45静岡地方法務合同庁舎	054-253-0191
中部地方更生保護委員会	460-0001	愛知県名古屋市中区三の丸4 - 3 - 1 名古屋法務合同庁舎	052-951-2944
富山保護観察所	939-8202	富山県富山市西田地方町2 - 9 - 16富山法務合同庁舎	076-421-5620
金沢保護観察所	920-0024	石川県金沢市西念3 - 4 - 1金沢西合同庁舎	076-261-0058
福井保護観察所	910-0019	福井県福井市春山1 - 1 - 54福井春山合同庁舎	0776-22-2858
岐阜保護観察所	500-8812	岐阜県岐阜市美江寺町2 - 7 - 2岐阜法務総合庁舎別館	058-265-2651
名古屋保護観察所	460-8524	愛知県名古屋市中区三の丸4 - 3 - 1名古屋法務合同庁舎	052-951-2941
津保護観察所	514-0032	三重県津市中央3 - 12津法務総合庁舎	059-227-6671
近畿地方更生保護委員会	540-0008	大阪府大阪市中央区大手前4 - 1 - 76 大阪合同庁舎第4号館	06-6949-6260
大津保護観察所	520-0044	滋賀県大津市京町3 - 1 - 1大津地方法務合同庁舎	077-524-6683
京都保護観察所	602-0032	京都府京都市上京区烏丸通今出川上る岡松町255	075-441-5141
大阪保護観察所	540-0008	大阪府大阪市中央区大手前4 - 1 - 76大阪合同庁舎第4号館	06-6949-6240
大阪保護観察所堺支部	590-0078	大阪府堺市堺区南瓦町2 - 55堺法務合同庁舎	072-221-0037
神戸保護観察所	650-0016	兵庫県神戸市中央区橋通1 - 4 - 1神戸法務総合庁舎	078-351-4004
奈良保護観察所	630-8213	奈良県奈良市登大路町1 - 1奈良地方法務合同庁舎	0742-23-4868
和歌山保護観察所	640-8143	和歌山県和歌山市二番丁2和歌山地方合同庁舎	073-436-2501
中国地方更生保護委員会	730-0012	広島県広島市中区上八丁堀2 - 15 広島法務合同庁舎	082-221-4497
鳥取保護観察所	680-0842	鳥取県鳥取市吉方109鳥取第三地方合同庁舎	0857-22-3518
松江保護観察所	690-0841	島根県松江市向島町134 - 10松江地方合同庁舎	0852-21-3767
岡山保護観察所	700-0807	岡山県岡山市南方1 - 3 - 58岡山地方法務合同庁舎	086-224-5661
広島保護観察所	730-0012	広島県広島市中区上八丁堀2 - 15広島法務合同庁舎	082-221-4495
山口保護観察所	753-0088	山口県山口市中原町6 - 16山口地方合同庁舎2号館	083-922-1337
四国地方更生保護委員会	760-0033	香川県高松市丸の内1 - 1高松法務合同庁舎	087-822-5090
徳島保護観察所	770-0851	徳島県徳島市徳島町城ノ内6 - 6徳島地方合同庁舎	088-622-4359
高松保護観察所	760-0033	香川県高松市丸の内1 - 1高松法務合同庁舎	087-822-5445
松山保護観察所	790-0001	愛媛県松山市一番町4 - 4 - 1松山法務総合庁舎	089-941-9983
高知保護観察所	780-0870	高知県高知市本町4 - 3 - 41高知地方合同庁舎	088-873-5118
九州地方更生保護委員会	810-0073	福岡県福岡市中央区舞鶴2 - 5 - 30	092-761-7781
福岡保護観察所	810-0073	福岡県福岡市中央区舞鶴1 - 4 - 13	092-761-6736
福岡保護観察所北九州支部	803-0813	福岡県北九州市小倉北区内5 - 3小倉合同庁舎	093-561-6340
佐賀保護観察所	840-0041	佐賀県佐賀市城内2 - 10 - 2佐賀合同庁舎	0952-24-4291
長崎保護観察所	850-0033	長崎県長崎市万才町8 - 16長崎法務合同庁舎	095-822-5175
熊本保護観察所	862-0971	熊本県熊本市大江3 - 1 - 53熊本第二合同庁舎	096-366-8080
大分保護観察所	870-0045	大分県大分市城崎町2 - 3 - 21大分法務合同庁舎	097-532-2053
宮崎保護観察所	880-0802	宮崎県宮崎市別府町1番1号宮崎法務総合庁舎	0985-24-4345
鹿児島保護観察所	892-0816	鹿児島県鹿児島市山下町13 - 10鹿児島地方法務合同庁舎	099-226-1556
那覇保護観察所	900-0022	沖縄県那覇市樋川1 - 15 - 15那覇第一地方合同庁舎	098-853-2945
九州地方更生保護委員会那覇分室	900-0022	沖縄県那覇市樋川1 - 15 - 15 那覇第一地方合同庁舎	098-853-2947

#### 地域生活定着支援センター

施設名	〒	所在地	電話番号
長崎県地域生活定着支援センター	852-8014	長崎県長崎市茂里町3 - 24長崎県総合福祉センター3階	095-813-1332
中央地域生活支援センター	162-0012	東京都新宿区西早稲田2-2-8	03-3207-8571

更生保護施設

施設名	〒	所在地	電話番号
大谷染香苑	065-0043	北海道札幌市東区苗穂町2-2-5	011-731-5505
札幌大化院	060-0061	北海道札幌市中央区南1条西17-1-13	011-611-0407
函館創生会	040-0025	北海道函館市堀川町13-2	0138-52-1391
旭川保護会	070-0039	北海道旭川市九条通2-1485	0166-22-3907
釧路慈徳会	085-0833	北海道釧路市宮本2-9-6	0154-41-6400
十勝自営会	080-0802	北海道帯広市東二条南14-1	0155-23-3723
網走慈恵院	093-0045	北海道網走市大曲1-1-1	0152-43-2230
北見更生保護会	090-0811	北海道北見市泉町3-6-40	0157-25-4149
あすなろ	030-0861	青森県青森市長島1-3-28	017-734-6211
岩手保護院	020-0877	岩手県盛岡市下ノ橋町2-25	019-622-2806
宮城東華会	982-0842	宮城県仙台市太白区越路15-6	022-223-3964
秋田至仁会	010-0029	秋田県秋田市榎山川口境22-12	018-832-5787
羽陽和光会	990-0833	山形県山形市春日町7-5	023-645-2875
至道会	960-8003	福島県福島市森合字山ノ下4-2	024-557-2656
有光苑	312-0033	茨城県ひたちなか市大字市毛858-36	029-272-6370
尚徳有隣会	320-0864	茨城県宇都宮市住吉町10-16	028-633-6431
栃木明徳会	328-0032	茨城県栃木市神田町3-14	0282-22-1171
群馬県仏教保護会	371-0025	群馬県前橋市紅雲町1-24-6	027-221-3376
清心寮	336-0064	埼玉県さいたま市浦和区岸町7-12-19	048-837-1755
千葉県帰性会	264-0023	千葉県千葉市若葉区貝塚町27	043-231-1610
更新会	169-0051	東京都新宿区西早稲田1-21-1	03-5286-8191
興楽会	174-0071	東京都板橋区常盤台3-13-5	03-3960-0204
斉修会	169-0073	東京都新宿区百人町1-4-12	03-3200-7151
慈済会	116-0001	東京都荒川区町屋7-11-7	03-3892-4750
新興会	171-0044	東京都豊島区千早1-36-20	03-3957-2891
真哉会	120-0015	東京都足立区足立2-51-6	03-3886-2951
静修会（足立寮）	120-0046	東京都足立区小台2-43-5	03-3911-3377
静修会（荒川寮）	116-0002	東京都荒川区荒川4-17-1	03-3891-5750
清和会	123-0853	東京都足立区本木2-15-16	03-3887-8323
善隣厚生会	151-0071	東京都渋谷区本町2-47-5	03-3377-3705
東京実華道場（ステップ竜岡）	113-0034	東京都文京区湯島4-8-15	03-3811-2853
東京実華道場（ステップ押上）	130-0002	東京都墨田区業平2-10-11	03-3624-2735
東京保護観察協会（敬和園）	165-0023	東京都中野区江原町2-6-5	03-3951-7669
日新協会	116-0012	東京都荒川区東尾久2-23-21	03-3892-2431
両全会	151-0052	東京都渋谷区代々木神園町3-40	03-3468-1639
鶴舞会	194-0004	東京都町田市鶴間371	042-796-7573
安立園	183-0057	東京都府中市晴見町1-13-5	042-368-7211
自愛会	192-0904	東京都八王子市子安町2-1-18	0426-42-4941
八興社	186-0002	東京都国立市東2-18-2	042-572-6196
柴翠苑	193-0932	東京都八王子市緑町78-1	0426-22-6024
まこと寮	234-0053	神奈川県横浜市港南区日野中央1-3-32	045-842-5534
横浜力行舎	235-0011	神奈川県横浜市磯子区丸山1-19-20	045-751-0795
川崎自立会	210-0847	神奈川県川崎市川崎区浅田1-4-2	044-322-2154
報徳更生寮	250-0001	神奈川県小田原市扇町1-6-25	0463-34-4049
新潟県保護会	951-8133	新潟県新潟市川岸町3-17-28	025-266-8125
山梨以徳会	400-0867	山梨県甲府市青沼2-22-1	055-233-4901
長野司法厚生協会	380-0873	長野県長野市大字西長野592-3	026-232-2434
松本保護会	390-0801	長野県松本市美須々7-8	0263-32-2230
静岡県勸善会	422-8072	静岡県静岡市駿河区小黑2-1-25	054-286-1094
少年の家	420-0947	静岡県静岡市葵区堤町914-60	054-271-5896
富山養得園	939-8271	富山県富山市太郎丸西町1-17-7	076-421-2690
徳風苑	920-0934	石川県金沢市宝町1-16	076-231-7042
福井福田会	910-0015	石川県福井市二の宮2-3-8	0776-23-1204
岐阜県共助会	500-8815	岐阜県岐阜市梅河町2-1	058-263-0703
洗心之家	501-1106	岐阜県岐阜市大字石谷字南山770-22	058-235-7958
愛知自啓会	463-0067	愛知県名古屋市中区守山2-14-31	052-793-7214
中協園	461-0011	愛知県名古屋市中区白壁2-20-18	052-953-1410
立正園	463-0021	愛知県名古屋市中区大字大森字八龍2367-104	052-798-0303
岡崎自啓会	444-0840	愛知県岡崎市戸崎町字牛転10	0564-51-5226
徳永会大徳塾	471-0046	愛知県豊田市本新町7-50-1	0565-32-5211
東三更正保護会	440-0853	愛知県豊橋市佐藤3-22-1	0532-61-5186
三重県保護会	514-0806	三重県津市上弁財町11-11	059-228-3493
滋賀好善会	520-0837	滋賀県大津市中庄2-1-48	077-524-3426
京都保護育成会	615-0033	京都府京都市右京区西院寿町20	075-311-9611
西本願寺白光荘	616-8074	京都府京都市右京区太秦安井二条裏町12-6	075-802-2506
盟親	604-8803	京都府京都市中京区六角通大宮西入因幡町112-4	075-811-8817
和衷会	530-0024	大阪府大阪市北区山崎町5-10	06-6361-2716
愛正会	532-0012	大阪市淀川区木川東1-9-6	06-6301-2309
宝珠園	590-0017	大阪府堺市北田出井町3-3-30	072-232-1714
泉州寮	598-0071	大阪府泉佐野市鶴原1-4-6	0724-62-1092
神戸学而園	652-0041	兵庫県神戸市兵庫区湊川町10-5-20	078-511-4611
播磨保正会	670-0095	兵庫県姫路市新在家1-6-21	0792-92-5446
姫路薬師寮	670-0052	兵庫県姫路市今宿字池の内1793-2	0792-92-2388

施設名	〒	所在地	電話番号
至徳会	630-8102	奈良県奈良市般若寺町264-2	0742-23-3574
端正会	640-8341	和歌山県和歌山市黒田266	073-471-3681
鳥取県更生保護給産会	680-0824	鳥取県鳥取市行徳3-815	0857-22-4884
島根更生保護会	690-0872	島根県松江市奥谷町306-1	0852-21-5383
備作恵済会古松園	700-0915	岡山県岡山市鹿田本町2-7	086-225-2475
美作自修会	708-0022	岡山県津山市山下46-28	0868-22-2087
ウィズ広島	730-0822	広島県広島市中区吉島東1-1-18	082-241-1534
呉清明園	737-0817	広島県呉市上二河町6-16	0823-21-5933
山口更正保護会	753-0052	山口県山口市三和町11-41	083-924-6016
たちばな会	750-0043	山口県下関市東神田町1-10	0832-22-1355
徳島自立会	770-0872	徳島市北沖洲2-8-27	088-664-0452
讃岐修善会	763-0091	丸亀市川西町北1657	0877-22-8197
愛媛県更生保護会	790-0056	松山市土居田町280-1	089-972-0714
高坂寮	780-0056	高知市北本町1-3-3	088-872-2053
福岡梅香会	810-0063	福岡県福岡市中央区唐人町3-3-29	092-721-6801
福岡弥生寮	814-0014	福岡県福岡市早良区弥生2-4-31	092-821-2187
福正会	814-0006	福岡県福岡市早良区百道1-3-13	092-821-2723
恵辰会	811-2113	福岡県糟屋郡須恵町大字須恵117-16	092-932-0187
筑豊宏済会	820-0044	福岡県飯塚市大字横田字庄の町18-2	0948-29-5246
湧金寮	802-0821	福岡県北九州市小倉北区鑄物師町10-11	093-561-0928
佐賀県恒産会	840-0853	佐賀県佐賀市長瀬町7-10	0952-23-4202
長崎啓成会	851-0251	長崎県長崎市田上2-12-35	095-822-6015
佐世保白雲	857-1164	長崎県佐世保市白岳町730-1	0956-31-6724
熊本自営会	862-0970	熊本県熊本市渡鹿6-6-45	096-366-3500
豊洲保護会	870-0816	大分県大分市田室町4-10	097-543-2441
みやざき青雲	880-0877	宮崎県宮崎市宮脇町72	0985-22-4643
草牟田寮	890-0014	鹿児島県鹿児島市草牟田1-19-53	099-222-5459
沖縄県更生保護会	903-0804	沖縄県那覇市首里石嶺町3-325	098-884-4073

平成20年度 厚生労働省社会福祉推進事業  
「受刑者及びその家族の不安を軽減し、社会的困窮者を包み込む為の地域生活支援協働モデル事業」  
地域生活定着支援センター 運営の手引き（平成20年度版）  
編集・発行責任者 社会福祉法人 南高愛隣会（コロニー雲仙）  
理事長 田島良昭  
〒859-1215 長崎県雲仙市瑞穂町古部甲1572  
TEL 0957-77-2137 FAX 0957-77-3966  
E-mail:unzen@airinkai.or.jp URL http://www.airinkai.or.jp  
印刷所 後藤印刷

